

○宇治市情報公開審査会規則

平成 10 年 2 月 20 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇治市情報公開条例(平成 17 年宇治市条例第 4 号)第 20 条第 9 項の規定に基づき、宇治市情報公開審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席する委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初の審査会の招集は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成 15 年規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 10 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。